区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間
(ア)　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒
実施機　次期固定翼哨戒機一機
その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十二号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十三年六月二十四日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年七月二十二日（予備、同月二十三日）の一〇〇〇から一七〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間
(ア)　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒
実施機　次期固定翼哨戒機一機
その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月二十四日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四十五号　気仙沼市本吉町下宿八七番二から同市本吉町北明戸二六番七まで　東北地方整備局長　徳山日出男

○関東地方整備局告示第三百号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年六月二十四日

一　登録番号　関東地方整備局長　7
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人住宅保証機構
三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	羽生　洋治
変更後	沼生　哲男

(2)　変更年月日　平成二十三年四月二十日

供用開始の期日　平成二十三年六月二十六日

関東地方整備局長　下保　修

○関東地方整備局告示第三百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月二十四日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二十号　茅野市金沢字ケカチ坂五三六〇番五地先から同市宮川字火燈六七九九番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局長野国道事務所
〃　茅野市宮川字仲田五八一三番一六から同市宮川字家下四八五番一二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　〃

供用開始の期日　平成二十三年六月二十六日

関東地方整備局長　下保　修

○北陸地方整備局告示第六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月二十四日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百五十六号及び四百七十一　砺波市庄川町金屋字大宮野七九九番一から同市庄川町金屋字中屋敷一九一五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年六月二十四日

関東地方整備局長　前川　秀和

○近畿地方整備局告示第百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月二十四日

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一号及び八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
京都市山科区大塚野溝町八六番六一から同市山科区大塚野溝町八六番一七まで	前	二三・二〇～二六・六〇メートル
	後	二三・二〇～二四・六〇メートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

近畿地方整備局長　上総　周平

○近畿地方整備局告示第百九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月二十四日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
一号　京都市山科区大塚野溝町八六番六一から同市山科区大塚野溝町八六番一七まで　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年六月二十四日

近畿地方整備局長　上総　周平